

令和 7 年度 航空機騒音測定結果概要 (那覇空港)

目次

I	航空機騒音対策の経緯	1
II	令和 7 年度航空機騒音測定結果（那覇空港周辺）	2
III	航空機騒音に係る環境基準について（抜粋）	7

令和 8 年 9 月
沖 縄 県

I 航空機騒音対策の経緯

1 主な出来事

- ・ 昭和 58 年 3 月 航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定（那覇空港）

環境基本法に基づく航空機騒音に係る環境基準（旧）

地域類型	WECPNL※ (うるささ指数)	備考
I	70 以下	もっぱら住居の用に供される地域に適用する。
II	75 以下	I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域に適用する。

※ 国際民間航空機関（ICAO）が提唱した航空機騒音の評価の単位。略称「W 値」、一般に「うるささ指数」と呼ばれている。離着陸する一機ごとの騒音を測定し、発生時間帯を考慮した一定の補正を行って一日のうるささ指数を算出する。

一日を 4 回（午前 0～7 時、午前 7 時～午後 7 時、午後 7 時～10 時、午後 10 時～午前 0 時）に分け、夜間や深夜・早朝は補正増を行う。WECPNL が大きくなるほどうるささの程度が増す。

- ・ 平成 9 年 3 月 航空機騒音常時自動測定オンラインシステムの導入

航空機が発する電波（トランスポンダ信号）をとらえることにより航空機騒音の判別を行い、測定したデータを各測定局から光回線等を通して中央監視局（沖縄県庁）に送信し、集計処理を行う。

- ・ 平成 22 年 3 月 軍用機・民間機識別機能の導入（システム更新）

航空機が発する対地距離測定電波の差異により軍用機・民間機の識別を行っている。

- ・ 平成 25 年 4 月 改正「航空機騒音に係る環境基準」の施行

環境基準の評価指標が WECPNL から Lden※へ変更

環境基本法に基づく航空機騒音に係る環境基準（現行）

地域類型	Lden※	備考
I	57dB 以下	もっぱら住居の用に供される地域に適用する。
II	62dB 以下	I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域に適用する。

※ 時間帯補正等価騒音レベル。離着陸する一機ごとの騒音を測定し、発生時間帯を考慮した一定の補正を行って一日の騒音の大きさを算出する。Lden の「den」は、day、evening、night を表す。

一日を 3 回（午前 7 時～午後 7 時、午後 7 時～10 時、午後 10 時～午前 7 時）に分け、午後 7 時～午前 7 時の夜間・早朝は補正増を行う。Lden が大きくなるほど、騒音の大きさが増す。

Ⅱ 令和 7 年度航空機騒音測定結果（那覇空港周辺）

1 測定局

沖縄県設置 4 局、豊見城市設置 1 局（計 5 局）（図 N 1）

2 測定結果

(1) Lden について（図 N 1～N 2、図 N 5、表 N 1～N 2）

5 測定局中、与根局の 1 局で環境基準を超過しており、その値は 59dB（基準値 57dB）であった。

なお、与根局における民間機・軍用機別の Lden を算出すると、民間機 58dB、軍用機 52dB であった。

(2) WECPNL について（図 N 3、図 N 5、表 N 1～N 2）

平成 24 年度までの環境基準の評価指標であった WECPNL については、与根局で旧環境基準値（I 型：70）を超える状況であった。

(3) 1 日当たりの騒音発生回数（図 N 4～N 5、表 N 1～N 2）

5 局中、豊崎局で観測された 143.2 回/日が最も多く、前年度最多の同局の 132.4 回/日から 10.8 回/日増加した。

また、民間機・軍用機別では、全ての測定局で民間機による騒音が多かった。

(4) 最大騒音レベルについて（表 N 1～N 2）

最大騒音レベルの平均値については、与根局の 77.4dB が最も高く、民間機・軍用機別にみると全 5 局で軍用機の方が高い値を示した。

最大騒音レベルの最大値については、与根局で令和 7 年 9 月に観測された 105.2 dB が最も高く、軍用機によるものであった。なお、民間機・軍用機別では、5 局中 4 局で軍用機の方が高い値を示した。

3 まとめ

5 測定局中、与根局の 1 局で環境基準を超過した。

1 日あたりの騒音発生回数は豊崎局の 143.2 回/日が最も多かった。

民間機・軍用機別では、騒音発生回数は民間機の方が多いが、最大騒音レベルの平均値及び最大値は軍用機の方が高い値を示す測定局が多かった。

コロナ禍で那覇空港発着便の減便の影響を受けた令和 2 年度及び令和 3 年度は全 5 測定局で環境基準を達成していたが、令和 7 年度は令和 4 年度から引き続き 1 測定局（与根局）で環境基準値を超過していることから、那覇空港から発生する航空機騒音は周辺地域住民の生活環境に対し影響を与えている。



図N1 那覇空港周辺における航空機騒音測定結果

表N1 航空機騒音測定結果の概要（那覇）

測定地点		環境基準値		測定期間内 平均 Lden(dB)	測定期間内 平均 WECPNL	1日当たりの 騒音発生回数	最大騒音レベル		測定期間内 平均 Lnight(dB)	1日当たりの騒音 継続累積時間	測定期 間	測定 日 数
		類型	Lden (dB)				測定期間内 最大値(dB)	測定期間内 平均値(dB)				
1	那覇浄化センター (沖縄県)	Ⅱ	62	51 (51)	65 (64)	51.7 (25.0)	96.6 (98.3)	72.6 (76.0)	31 (30)	18 分 21 秒	R7.4.1 ~ R8.3.31	363
2	具 志 (沖縄県)	I	57	55 (56)	70 (71)	117.0 (118.6)	101.3 (99.1)	74.6 (75.6)	29 (31)	36 分 53 秒	R7.4.1 ~ R8.3.31	363
3	与 根 (沖縄県)	I	57	<u>59</u> (59)	73 (72)	111.4 (110.9)	105.2 (100.3)	77.4 (77.4)	39 (40)	39 分 20 秒	R7.4.1 ~ R8.3.31	365
4	糸 満 (沖縄県)	I	57	49 (49)	61 (61)	74.1 (69.9)	95.6 (94.5)	67.6 (68.1)	27 (30)	34 分 38 秒	R7.4.1 ~ R8.3.31	365
5	豊 崎 (豊見城市)	Ⅱ	62	50 (50)	63 (63)	143.2 (132.4)	93.3 (89.0)	67.1 (67.4)	29 (28)	53 分 38 秒	R7.4.1 ~ R8.3.31	365

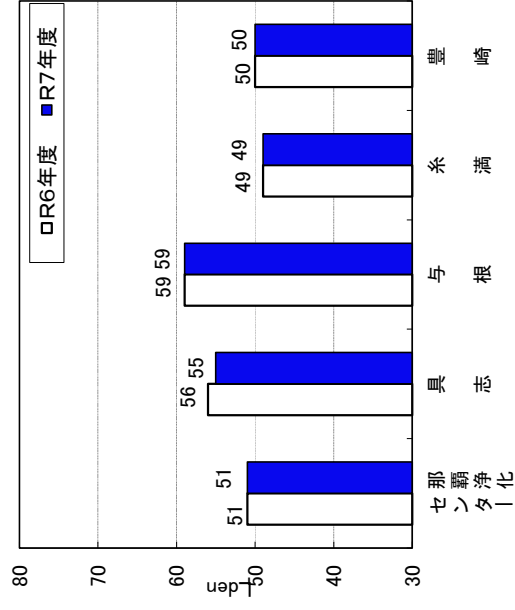
※ 測定期間内平均Ldenの下線付きの値は環境基準値超過を示す。

※ 表中の()内の数値は前年度(令和6年度)の値を示す。

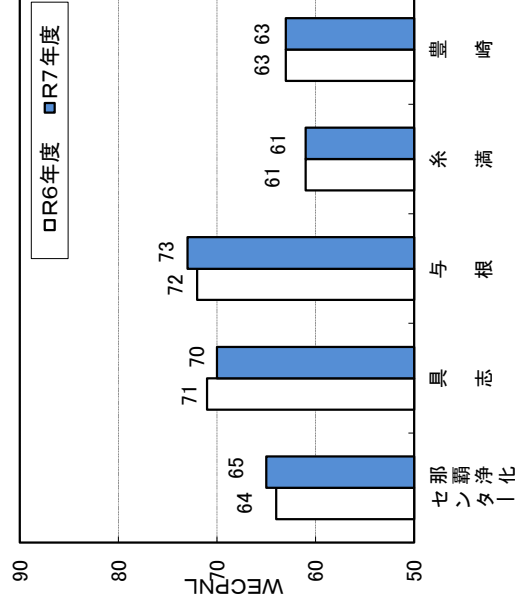
※ 常時測定局のうち測定日数が年間日数に満たないものは、設置場所の移設、機器不良などの理由による。

※ Lnightは、0時～7時及び23時～24時の計8時間の平均でレベル算出した。

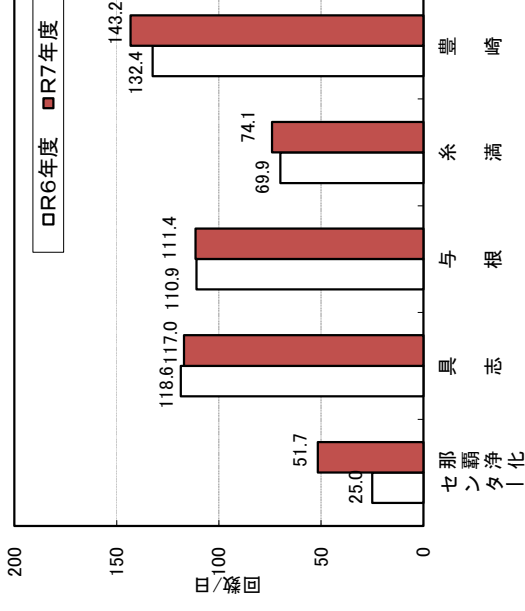
※ 那覇浄化センター局は設置場所を移設し、令和7年9月26日から同設置場所で測定を開始している。



図N2 測定局別Lden(那覇)



図N3 測定局別WECPNL(那覇)



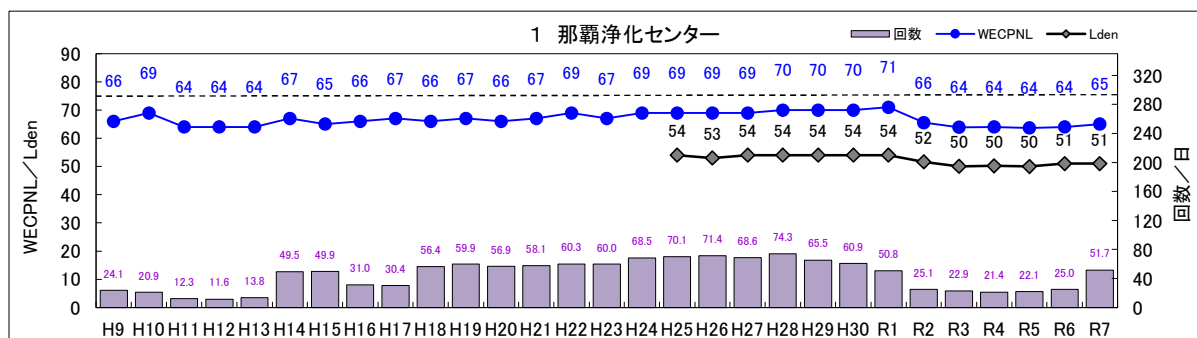
図N4 測定局別1日当たりの騒音発生回数(那覇)

表N2 民間機・軍用機別の測定結果の概要 (那覇)

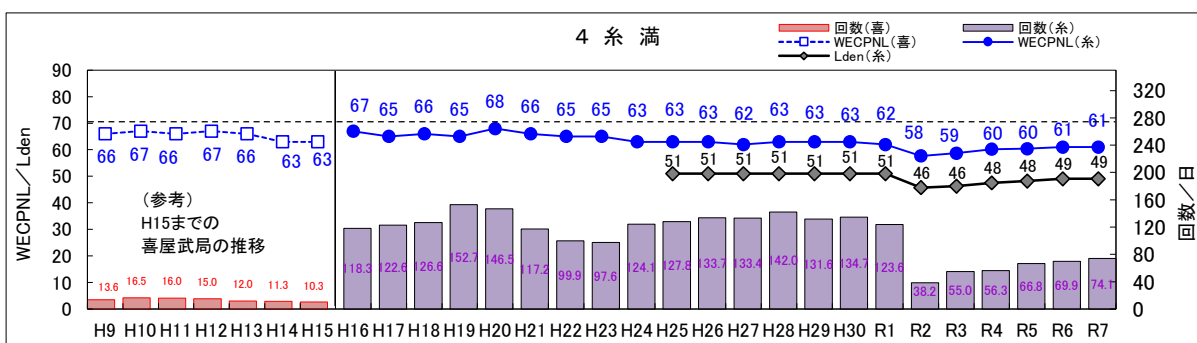
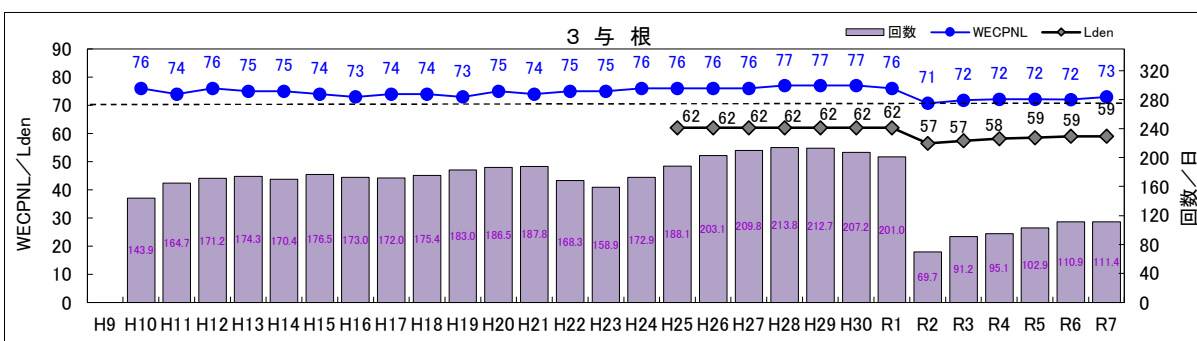
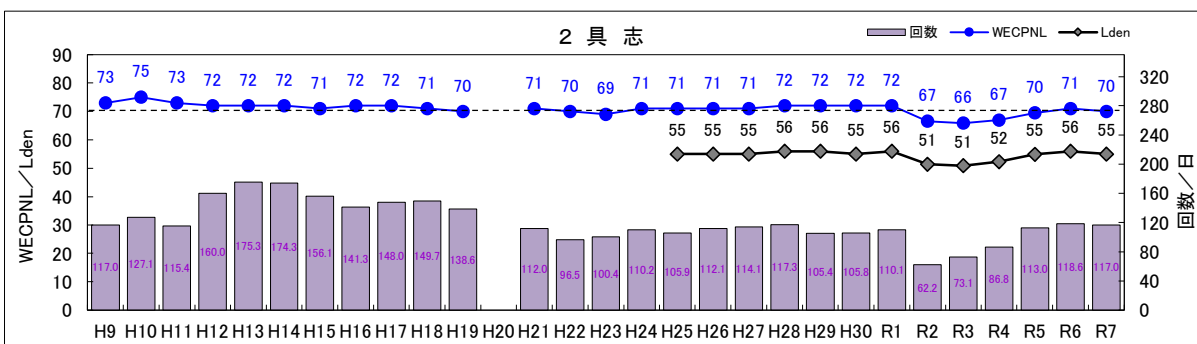
測定地点	No.	環境基準値		測定期間内 平均 Lden		測定期間内 平均 WECPNL		1日当たりの 騒音発生回数		最大騒音レベル 測定期間内最大値(dB)		最大騒音レベル 測定期間内平均値(dB)	
		類型	Lden	民間機	軍用機	民間機	軍用機	民間機	軍用機	民間機	軍用機	民間機	軍用機
那覇浄化センター	1	Ⅱ	62	49 (49)	46 (47)	62 (62)	60 (60)	42.8 (18.0)	8.9 (7.0)	94.6 (98.3)	96.6 (93.2)	71.3 (75.0)	76.1 (77.8)
具志根	2	I	57	50 (52)	53 (54)	64 (67)	68 (68)	87.1 (93.6)	29.9 (24.9)	96.0 (99.1)	101.3 (99.1)	70.3 (72.8)	79.1 (80.0)
与根	3	I	57	58 (58)	52 (51)	71 (71)	67 (67)	100.9 (99.9)	10.5 (11.0)	102.2 (99.7)	105.2 (100.3)	76.1 (76.5)	82.9 (81.6)
糸満	4	I	57	48 (48)	41 (41)	60 (60)	55 (55)	71.5 (67.0)	2.6 (2.9)	90.8 (90.9)	95.6 (94.5)	66.2 (66.7)	76.8 (76.7)
豊崎	5	Ⅱ	62	50 (50)	38 (36)	63 (63)	53 (51)	134.8 (126.7)	8.4 (5.7)	93.3 (89.0)	89.6 (86.9)	66.9 (67.3)	68.7 (68.2)

※ 表中の()内の数値は前年度(令和6年度)の値を示す。

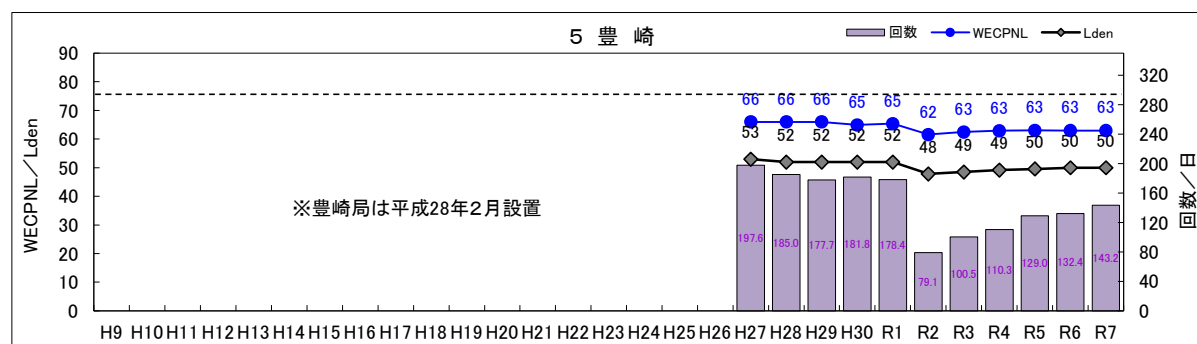
※ 那覇浄化センター一局は設置場所を移設し、令和7年9月26日から同設置場所での測定を開始している。



※ 設置場所を移設し、令和7年9月26日から同設置場所にて測定を開始。



※ 糸満局の測定は平成16年度から開始。平成15年度までは喜屋武局で測定。



※ 図中の横線は旧環境基準値(WECPNL)のラインを示す。

図N5 WECPNL、Ldenと1日当たりの騒音発生回数の年度別推移(那覇)

Ⅲ 航空機騒音に係る環境基準について（抜粋）

（昭和 48.12.27 環境庁告示第 154 号） 改正 平 5 環告 91、平 12 環告 78、平成 19 環告 114

環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 1 6 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

（注） I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続 7 日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル (L_{AE}) を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731 に従うものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 評価は算式アにより 1 日（午前 0 時から午後 12 時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

（注） i 、 j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前 7 時から午後 7 時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後 7 時から午後 10 時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前 0 時から午前 7 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間（1 秒）をいい、 T とは、観測 1 日の時間（86,400 秒）をいう。

算式イ

$$10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

（注） N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

- (5) 測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。
- 3 1 の環境基準は、1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場であつて、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。